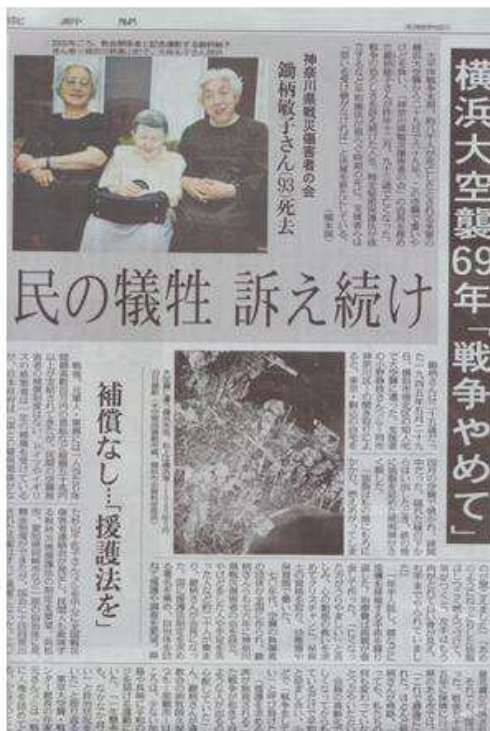


今朝の東京新聞の社会面で、亡き母の写真を見るとは思いませんでした。この記事は明日の横浜大空襲69年目を覚えて、大やけどを負って被害者となった鋤柄敏子さんの苦難の日々と、苦難に耐えながら、戦争の悲惨さを訴え続けた生涯を記念する記事でした。「もう戦争は二度とあってはならない」という犠牲者の叫びです。鋤柄さんと私の母は、教会で親しくしており、彼女の活動の支援をお仲間と一緒にしていたのです。その時の写真でした。けれども、彼女の犠牲は無視され続けているのです。



2014年5月28日東京新聞 社会面

私の誕生日は5月29日ですが、幼かった私は疎開先で、その日も、ささやかな祝いの膳を前に、母と一緒に、横浜に一人で残って働いている父の無事を祈っておりました。

ところが、その日にアメリカ軍は、B29から油脂焼夷弾という爆弾を、なんと43万発以上も、横浜の中心地をめがけて落としたのです。横浜大空襲で約1万人の死者、約1万6千人の負傷者や行方不明者が出ました。父は幸い逃げて無事でしたが、家もあたり一面も焼けてしまいました。

ちょうど同じ日、鋤柄さんがその爆弾で顔や体に大やけどを負ってしまったのです。子どもも女も、すべての人々が普通に生活する町が、アツと言う間に「戦場」となってしまったのです。誕生日のお祝いどころではないのです。

戦争によって、多くの若者は兵士となって戦闘に向かわされました。どんなに苦しい恐ろしい道を進まなければならなかったことでしょう。けれども、兵隊だけでなく、庶民も殺されるのが、戦争です。「戦争によって誰も死んではいけない」と願うのは私たちすべての人の願いだと思のです。

ところが安倍政権は「自衛権」を盾に、「解釈改憲」、「特定秘密保護法」、「国会安全保障基本法」等々、様々な戦争準備のための法を練っているのです。私の地元の「9条の会」では昨土曜日に講師をお招きしました。講師の池住義憲氏は、現政権が危機感を煽っている様々な事象の虚構を丁寧に説明して、安倍政権が目論んでいる法案の危険性を伝えられました。

そして、ご自身が平和のために闘ってこられた名古屋高裁で、見事な判決を受けたことを、喜びと希望をもって私たちと分かち合ってくださいました。それは「平和的生存権がある」ということです。非暴力不服従を貫いて、平和を求めようというお話しでした。

憲法の前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する」という言葉があり、これは基本的人権の基礎となる平和的生存権と言えるものであるから、戦争準備行為そのものが、この権利を侵害するものであるということです。安倍政権にすり寄るメディアが多い

中で、東京新聞は、私たち庶民のささやかな日常の平和に生きたいと願う思いや活動を、このように記事に取り上げてくれています。母の写真を見て、母たちからもメールを送られたような気がします。



2014年5月25日東京新聞地域版